

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は減少し、平成28年には、戦後最少の約100万件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は約50%に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策として、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われています。

刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の問題を克服するための支援をすることは、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に繋がります。

こうした中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を負うこと、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

「柳井市再犯防止推進計画」は、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするために策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までとします（5年間）。

なお、今後の社会情勢の変化や、国や県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の策定方法

本計画の策定に当たり、民間団体や地域の人など、幅広い人からの御意見を参考にするため、「柳井市再犯防止推進計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を検討

しました。また、多くの市民の意見を反映した計画にするため、パブリックコメントを実施しました。

(1)「柳井市再犯防止推進計画策定委員会」の開催

令和2年10月 2日 第1回柳井市再犯防止推進計画策定委員会

令和2年11月24日 第2回柳井市再犯防止推進計画策定委員会

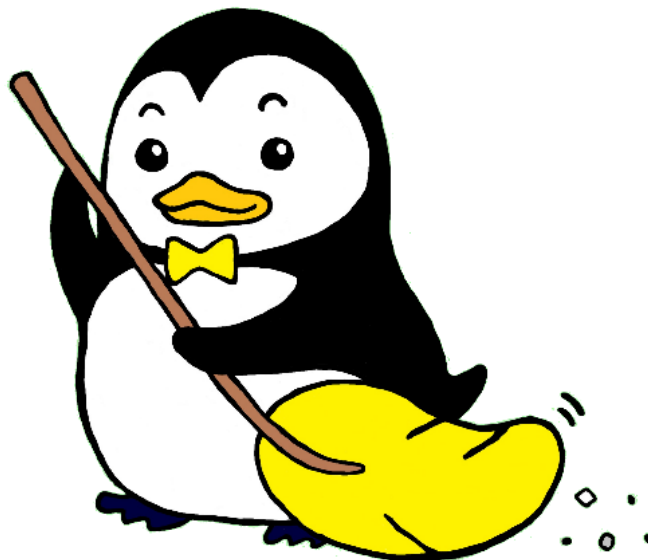
令和3年 2月 5日 第3回柳井市再犯防止推進計画策定委員会

(2) パブリックコメントを実施

令和2年12月16日から令和3年1月15日の間、市ホームページなどでパブリックコメントを実施しました。

5 再犯防止施策の対象者

この計画において「犯罪をした者等」とは、法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。



更生保護マスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃん」